

川崎市の教育の現況と課題

平成15年12月14日

かわさき教育プラン
策定委員会事務局

第1章 川崎市の教育の現況と課題

1 人権尊重教育に関する現況と課題

(1) 子どもの権利保障に向けた教育・学習の推進

本市では、1994年に日本が批准した「子どもの権利条約」や2001年4月に総合条例として施行した「子どもの権利に関する条例」により、学校現場において徐々にその理念の浸透が図られてきています。しかし、子ども達の育ちや生活に即した具体的な人権教育が行われているとは言いがたい状況にあります。それは、教職員や地域のおとな達自身の人権意識に起因していることも少なくありません。現在でも、学校や地域・家庭において、いじめや暴力、虐待などの人権侵害の現実が跡を絶たない状況が続いています。今後、社会や時代の変化により顕在化する人権問題にも対応した人権教育施策の構築などあらゆる差別・偏見の払拭に向けた取り組みが求められています。

教育委員会では、これまで子どもの権利に関する条例や条約に基づき、教職員に対する研修や子どもの権利学習資料の作成、子ども自身が権利を体験的に学習する事業など啓発・教育活動を推進してきていますが、昨今の人権侵害の深刻な問題に対応するためにも、これまでの人権教育の検証を踏まえ、多様で、しかも具体的な課題解決に即した人権学習手法の開発や実際の人権侵害に対応するための行政・学校・地域のネットワークづくりが求められています。

(2) 外国人教育(多文化共生教育)の推進

外国人市民は年々増加しており、現在111カ国から約26,000人が市内に在住しています。また近年では、国籍上では見えない民族的・文化的な側面として国際結婚により生まれた子どもや多文化を受け継いでいる日本国籍者が直面している問題があります。近年では異文化に対する差別や偏見に加え、学習言語の習得の困難さや教育制度の違いなどを背景にした未就学児童生徒の問題や外国人生徒の高校進学に関する新たな問題が投げかけられています。

教育委員会では現在、1998年4月に改定した「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」を踏まえ、教職員の研修など多文化共生教育の推進を図ってきていますが、さらに在日韓国・朝鮮人などオールドカマ - や1980年代頃から渡日したニューカマーに対する差別や偏見の払拭をはじめ、新たな課題解決に向けた外国人児童生徒の就学支援や外国人教育を推進するための施策やネットワークの構築が必要とされています。また、すべての児童生徒に対して相互の豊かな人間関係を育むよう努め、違いを認め合い、尊重し合う意識や態度を養うことが求められています。

2 教育行政に関する現況と課題

(1) 教育委員会

本市の教育委員会については、弁護士、大学教授、医師等様々な職業から、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する 50 代から 70 代の男女 3 名ずつ、計 6 名の委員が議会の同意を得て任命権者である市長より任命され、教育に関する行政事務を管理執行する独立行政委員会として組織されています。

委員会運営については、近年の社会情勢を反映して、市民からの請願や審議する課題が増加しているため、月 1 回の定例会に加えて臨時会が適宜開催され、迅速な審議・意思決定に努めています。

今後、地方分権の推進や社会情勢の更なる変化に対応するためには、年齢層の広範化及び広く意見を求めることを目的として、法律上の努力規定である保護者委員の選任や、地域における特色のある教育に対応するための地域教育委員会的な諮問機関等の設置が求められています。

(2) 事務局組織の見直し

教育委員会の事務局には、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員が教育委員会の任命により配置されており、法令等によって、最小の経費で最大の効果をあげるように、常にその組織及び運営の合理化に努めることと規定されています。

教育委員会事務局の実務としては、教育施策を実現するために、国や県、他の局や関係機関と調整を図りながら事業を実施するとともに、常に市民と接している学校や社会教育施設等に対し、調整・指導等を行っています。

近年、市民ニーズが非常に多様化したことに伴い、業務が関連部局等と重複したり、所管が不明確であるなど市民にとってわかりにくいといったことも、問題として生じています。

組織体制の課題としては、責任の所在が明確であること、市民にわかりやすく簡素で効率的であること、多様化している市民ニーズに迅速に対応できることが求められています。そのため、今後、本プランの策定とともに本市の教育施策に基づいた事業を効果的・効率的に展開するために、事務事業の見直しとともに、事務分掌や組織体制の見直しを行います。

(3) 県費負担教職員制度改革による政令市への権限委譲

現在、小・中学校等の義務教育諸学校の教職員給与費は各道府県が負担していますが、地方分権推進の流れの中で、近々、政令市へ移管されることになっています。それに合わせて、これまで道府県の権限であった学級編制基準及び教職員定数基準の設定権限も、政令市へ移譲されようとしています。

これまで、1 学級の児童・生徒数は 40 人を基準とし、教職員数も県が定めた基準に基

づき各学校に画一的に配置されてきましたが、権限移譲後は、子どもたちがより分かりやすく学び、よりきめ細かな指導を行うための施策として、1学級の定員を35人とするなど、少人数による学級編制が可能となります。

また、教職員定数基準の弾力化により、今まで以上に、地域や各学校の実情に応じた、教職員配置も可能となります。

しかしながら、本市立小・中学校等の義務教育諸学校教職員の給与費については、平成15年度は約535億円となっており、今後も児童生徒数が増加傾向にあることから、今後、さらに増加していくことが見込まれています。

政令市への教職員給与費移管に伴う権限委譲に際しては、この巨額な費用負担に応じた財源確保など、財政負担の問題を同時に解決していかなければなりません。

3 幼児教育・学校教育に関する現況と課題

(1) 教育環境

平成15年度の川崎市立学校(園)は、小学校114校、中学校51校、高等学校全日制・定時制各5校、特殊教育諸学校3校、幼稚園2園です。このうち、小学校、中学校の今後10年間の児童生徒数は、全国的な少子化傾向にもかかわらず増加傾向で推移していくことが予想されます。

本市の小学校、中学校は小規模化と大規模化が同時に進んだことにより学校規模のアンバランスが生じ、教育環境の不均衡が課題となってきました。今後は学校の適正規模化へ向けた適正配置を計画的に進めていくことが必要となってきます。

学校の改築等に際しては福祉施設等の他の公共施設と合築することや、市民の自主的な生涯学習・生涯活動・地域コミュニティの場としての活用が図られるよう積極的・多面的な複合化を進めています。今後は、改築時にとどまらず、既存校の大規模改修の際に地域のニーズにあった複合化・有効利用を図っていこうと考えています。

子どもたちの身近な問題に関しても、「暗い・臭い・汚い」などという学校のトイレ環境の改善を図るために、モデル校に子ども達の意見を取り入れながら設置した、快適空間トイレについて検証しながら「将来のトイレの在り方」を検討します。

また、ヒートアイランド現象等、気温上昇に対する学校内の冷房化などの研究が必要とされています。

(2) 学校生活・授業

平成13年度教育課程実施状況調査(小学校・中学校)の質問紙調査集計結果(その1)[平成15年5月国立教育政策研究所教育課程研究センター]によると、全国的な傾向が読みとれます。川崎市においても、今後このような調査を実施していくことは、市内の児童生徒の現況を正確に捉える上で重要なことであると考えられます。

学校生活への満足度

(設問) 学校が好きだ

そう思う	第5学年	40.8%	どちらかといえば	第5学年	34.9%
	第6学年	39.8%	そう思う	第6学年	36.5%
	第1学年	33.2%		第1学年	37.1%
	第2学年	29.2%		第2学年	37.3%
	第3学年	35.3%		第3学年	36.4%

このデータから見る限りでは、7割程度の子どもたちは、学校が好きであると答えています。「そう思わない」は、中学2年を除いて、どの学年も1割に満たない状況です。

授業への満足度・理解度

(設問) 学校の授業がどの程度分かるか

よく分かる	第5学年	16.5%	だいたい分かる	第5学年	44.8%
	第6学年	15.0%		第6学年	44.1%
	第1学年	6.2%		第1学年	39.7%
	第2学年	5.2%		第2学年	35.9%
	第3学年	7.5%		第3学年	38.8%
分かることと	第5学年	30.8%	分からないことが	第5学年	6.4%
分からないことが	第6学年	32.4%	多い及び	第6学年	7.4%
半分くらいずつ	第1学年	39.0%	ほとんど分からない	第1学年	14.1%
ある	第2学年	40.3%		第2学年	17.6%
	第3学年	37.7%		第3学年	14.9%

このデータからは、授業への理解度が読みとれますが、だいたい理解している子どもは半数程度で、分からないことをそのままにしている子どもが学年を経るに従い増える傾向にあることが伺えます。

確かな学力

(設問) 自分の好きな仕事につけるよう勉強したい。

そう思う	第5学年	51.4%	どちらかといえば	第5学年	27.2%
	第6学年	52.5%	そう思う	第6学年	27.7%
	第1学年	50.4%		第1学年	29.0%
	第2学年	51.4%		第2学年	29.2%
	第3学年	57.9%		第3学年	26.0%

このデータからは、自分の将来に向けて勉強は大事であるということを理解し、勉強しようとしていることが伺えます。

(設問) 分からないことでも自分の力で答えを見つけられるよう勉強したい

そう思う	第5学年	44.4%	どちらかといえば	第5学年	34.7%
	第6学年	41.0%	そう思う	第6学年	37.1%
	第1学年	32.0%		第1学年	38.8%
	第2学年	31.3%		第2学年	39.5%
	第3学年	35.2%		第3学年	39.0%

このデータには、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決しようとする確かな学力を身につけようとする前向きな姿が現れています。

上記の設問は、調査結果のごく一部のものですが、今後、川崎市の子どもが学校生活や学習に対してどのように考えているのかを継続的に探ることは重要なことであると考えられます。

(3) 児童生徒指導

いじめ・不登校

本市の公立学校におけるいじめ(「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。」と定義して調査)の発生件数は、平成14年度、小学校34件、中学校246件となっています。この内、発生のピークは中学1年です。

発生件数そのものには減少の傾向が見られますが、被害者が転校を余儀なくされるなど深刻なケースも依然として見られています。また、いじめは潜在化することがあるので、調査上の数値よりも更に多く発生していることが推測されます。

いじめの背景としては、家庭や地域社会など子供を取り巻く環境の急激な変化等による対人関係の在り方の未熟さ、規範意識・モラルの低下、ストレスの増大などが指摘されています。

学校教育においては、特別活動の充実等を図り社会性の育成を図ること、学校生活に対する不安や悩みの解消を図ること、希望や目標をもった生活を営めるようにすること等に努めることが重要であると考えられます。

そのための学校づくり、教育相談体制の充実、日常の教科・特別活動・道德等の指導の充実を一層図ることが求められています。

不登校

本市の公立学校における不登校の人数(学校基本調査における「理由別長期欠席児童生徒数」の内、「不登校」を理由として年間30日以上欠席した児童生徒数)は、平成14

年度、小学校 295 人、中学校 1,167 人となっています。増加の傾向が続いており、学年進行に伴って増加し、特に小学 6 年から中学 1 年へは急激な増加が見られます。

不登校のきっかけとしては、本人に関わる問題、家庭生活に起因する問題、学校生活に起因する問題などさまざまに認められ、継続理由としては、「不安など情緒混乱」「無気力」などの割合が比較的多くなっています。

不登校の要因としては、家庭や地域社会などにおける人間関係の希薄化に伴う対人関係の在り方の未熟さや不安や緊張の傾向の高まり、ネグレクト等家庭の養育上の問題、学校における学業の不振、教職員の不適切な指導等があげられます。

いじめと同様、子供たちが楽しく安心して生活できるなど不登校を未然に防ぐ学校づくりに努めること、小・中学校間の連携を強化し、学校生活の円滑な接続を図ること、不登校状態にある子供たちに対しては一人一人のニーズに応じた適切な指導、援助を行うこと等が大切であると考えられます。

いわゆる「学級崩壊」

いわゆる「学級崩壊」については、「正常な学習活動ができない状況になった学級」として調査を実施したところ、平成 14 年度、市立小学校 114 校（5 月 1 日現在の学級数は 1,927 学級）において、10 学級がこれに該当すると報告されています。具体的な状況としては、「私語が多い」、「教師の指示が通らない」、「授業中、席を離れたり教室外へ出たりする」、「反抗した態度をとる」などが比較的多く見られます。

教師の指導力不足が原因となっている場合もありますが、一部の個別的な配慮を必要とする児童の行動から端を発し、教師の努力にもかかわらず、状況が改善できないケースも見られます。

教師の指導力不足の具体例としては、「児童に対して共感的な理解ができない」、「授業が分からない、楽しくない」、「集団に対する指導など基本的な指導技術が欠けている」などの状況が見られます。一方、児童の問題としては、「基本的な生活習慣が身に付いていない」、「集団活動を一緒に行えない」など、年齢相応の社会性の未熟さ等があげられます。

教師の資質や指導力の向上を図るとともに、家庭との連携を図り相互理解、相互協力のもとでの問題解決が重要となっています。

(4) クラブ・同好会・運動部活動への加入状況

近年、生徒数の減少による教員数の減少や教員の高齢化等で顧問を引き受ける教員が減少しています。また、専門的な指導が十分にできない顧問教諭もみられます。各学校では、開かれた学校づくりを目指すためにも、部活動に外部指導者の導入するなど地域の教育力を積極的に取り入れています。

今年度は 42 中学校で 66 名の外部指導者の方に指導補助をお願いしています。高等学

校においては特別専任コーチとして2校、2名の方をお願いしています。

	延べ数	顧問数	部員数	在籍数	入部率
運動部	532部	952名	17,301名	24,566名	70.4%

学校での運動部活動は学校で計画する教育活動であることから、生徒一人一人の希望を生かすことを基本としています。しかし、生徒数の減少から入部者が減少し、部が成立せずに廃部や休部になる学校もあります。また教員数の減少や異動等の関係から顧問の確保が難しくなっています。さらに、公務の多忙化や専門的な知識、技術不足など顧問を引き受ける教員そのものも少なくなっています。

このような状況を打開するためには地域の教育力を今まで以上に活用し、学校と地域社会がより連携を深めた取り組みが必要とされています。その一つとして部活動における外部指導者の導入を積極的に進めることが求められています。このことにより、子どもたちの活動の保証ができると考えられます。

導入に当たっては、各学校が開かれた学校づくりを視野に入れた、地域への積極的な働きかけや中学校体育連盟等からの各種協議団体への協力の要請が重要です。

また部活動そのものの考え方では、複数の学校が合同で活動を行うなどの方法も工夫していく必要があります。

さらに、現在各地で進められている総合型地域スポーツクラブへの参加等も視野に入れながら活動の方法を検討すべきであると考えられます。

(5) 教職員

資質ある教職員の確保のためには、採用試験への応募者を増やし、採用方法の改善を行い、より高い意欲や資質を持った者を採用することが求められています。

研修を行うにあたっては、対象を初任者も含め、可能な限り全教職員を対象としたものに充実し、研修内容も実践的で、現場でより役立つものへと改善し、職場内外でも積極的に実施することにより、資質とともに指導力を高めていく必要があります。

また、校内研修の充実とともに、教員が受身ではなく主体的に取り組めるような研修内容に充実させるとともに、保護者や子どもたちのさまざまな要望の増加などで悩んだり、自信を失っている教員の増加に対しては、精神的な支えとなるような制度や体制を作る必要もあります。

管理職の登用については、管理職になるまでに必要な経験を積み、管理職として相応しい知識や意欲を身に付け、そのような経験と現場での職務遂行状況が判断材料として総合的に一層考慮されるような人選方法に改めていく必要があります。

優れた管理職を育成するためには、管理職としての知識や力量を高められる、より実践的な研修を実施していく必要があります。

また、学校教育の成否は、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、教員として適格な人材を確保し、教員全体の指導力の一層の向上を図ることは重要な課題となっています。

しかしながら、児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの指導力が不足している教員の存在は、児童生徒に大きな影響を与えるのみならず、保護者等の市立学校への信頼を大きく損なうこととなります。

このため、各都道府県・政令指定都市教育委員会においては、いわゆる指導力不足教員に対し、継続的な指導・研修等の支援を行う制度の実施を図っています。

文部科学省は、平成 13 年 1 月「21 世紀教育新生プラン(レインボープラン)」で教員以外の職員への異動を提言し、また平成 13 年 7 月 11 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「指導力が不適切な教員」について、その任命に係る市町村の県費負担教職員を免職して、引き続いて当該都道府県の職に採用することができる旨が定められました。

本市では、指導力不足教員への対応のため平成 14 年度に「教員の資質向上に関する検討委員会」を設置し、平成 15 年 3 月に報告を受け、同年 5 月に教員の資質向上施策検討委員会を設置し、制度化についての検討を行い、平成 年 月本制度に関する規定等の整備を行い、平成 16 年度 4 月から制度を実施する予定となっています。

本制度の目的は、指導力不足の状態にある教員に対し、校長及び教育委員会が指導及び研修等を行うことにより、指導力不足の状態の改善・向上を図るものです。

そのために、学校長は、指導力不足の状態にあると思われる教員を把握し、学校内での指導力向上のための研修(指導力向上基礎研修)が必要と判断した場合、教育委員会の「基礎研修審査会」に申請を行い、研修実施の適否の判断を受けた上で、原則 1 年間の指導力向上基礎研修を行います。

それでもなお指導力の改善・向上が見られない教員に対しては、同年 12 月頃に学識経験者等を入れた(仮)特別研修審査会に諮り、指導力不足教員に該当についての判定を行います。そこで指導力不足教員に該当するとの判定を受けた教員については、研修機関で 1 年間の研修を実施することとなります。

その研修結果により再度(仮)研修結果審査会において指導力の改善状況について判定を行い、教育委員会はこの判定結果に基づき、学校への復帰、研修の延長、その他の人事措置等についての検討を行うこととしています。

(6) 地域と学校の関係

学校教育推進会議と子どもの参加

平成 13 年度に試行し、その状況調査結果を参考にして「学校評議員」の機能と川崎市子どもの権利に関する条例の「子どもの参加」の機能の両者を有するものとして、「学校教育推進会議」を設置しました。ほとんどの学校で、子どもは大人と一緒に会議に参加し

ていますが、大人と子どもを分けて会議を開催しているところもあります。

地域、保護者とともに子どもからも学校教育についての意見を聴取することで、子どもの立場からの学校への希望を知ることができると考えられます。しかし、大人と子どもと一緒にいるための開催時間の設定、子どもにふさわしい議題、多くの子どもの意見を聞く方法などについてまだ試行錯誤の状態です。子どもたちの意見をどのようにしたら聞き取れるのかということについて、大人が考えた上で、子どもが参加しやすい会議を開催することが求められています。

地域教育力の導入

夢教育21の事業として、教育活動活性化事業、学校地域連帯事業、児童生徒指導校内研修事業、体験活動・校内研修事業、進路指導調査事業、学校教育推進会議の事業内容等を掲げ、地域の教育力の積極的な導入を図っています。また、今年度から始めた「特色ある学校づくり・チャレンジ事業」においては、小学校の理科、音楽、図工、体育、情報教育、中学校の理科、音楽、美術、保健体育のそれぞれ1校ずつに250万円の特別非常勤講師の予算を配当し、教科を中心とした特色ある学校づくりと校内ネットワークの整備事業も合わせて推進しています。さらに「学校教育活動支援事業」においては、教育ボランティアが5年目を迎え、さまざまな教育場面での活用の広がりがみられます。中学校においては教育ボランティア以外に、緊急雇用対策の一環としての「学習サポーター」が専門的な教科の補助者として活用されています。

現在、「特色ある学校づくり・チャレンジ事業」では、特別非常勤講師の配置における報酬という形で予算措置がなされていますが、講師が必要とする教材等の準備に必要な経費について柔軟な対応が求められています。

「学校教育活動支援事業」においては、ますます少人数授業や習熟度別の授業など個への対応が要求される中で、ティーチングアシスタントなども含めた専門の指導力を持った人材の活用が期待されています。また、学校側の受け入れ態勢、教員とボランティアとの連携などのシステムづくりや人材活用のための予算、施設の整備等の計画的な予算執行が求められています。

学校運営上の危機管理

近年学校では、予測できない事件(池田小学校事件) 事故(個人情報盗難) 災害(阪神淡路大震災)などの危険性が潜んでいる現状があります。

学校は、子どもたちが安心して学べる場であると考えられていましたが、そのような考えは根底から崩れてきています。学校での危機管理については校長・教頭のみが理解している場合が多く、危機管理にたった学校組織の運営は考えられてこなかった現状があります。

近年開かれた学校づくりという観点から保護者や地域の住民に学校へ来てもらう機会

を積極的に提供していますが、外部から侵入する不審者からの安全確保での対応が遅れている面もあります。また、安全点検においても形骸化している点が見られます。さらに、学校は災害が発生したときの緊急避難場所として指定されていますが、市の防災対策と学校の役割について周知されていない面もあります。

学校における危機が生じる場面では次のような点が考えられます。

- ・教育活動に伴う事故　・いじめ・不登校・校内暴力　・食中毒・伝染病
- ・火災・地震（自然災害）　・体罰　・教職員のトラブル　・個人情報の漏洩
- ・不審者の進入

学校が児童生徒にとって安全な場所であることが強く求められており、緊急時に、校長を中心に児童生徒の安全を最優先に行動をとることが重要です。そのためには教職員一人一人が、緊急時における対応について共通理解するとともに各学校の状況を踏まえた様々な状況を想定し校内協力体制を確立していくことが求められています。

さらに教育委員会としては、ハード面で施設設備の点検及び充実を図っていくことが求められています。

今後の主な課題として以下のようなものがあげられます。

- ・職員の学校での危機管理研修の必要性（危機を的確に捉え予知・予測できる力、予防・回避するための敏速で機敏な体制）
- ・児童生徒へ対しての安全教育・防災教育の徹底（避難訓練等のマンネリ化の打開）
- ・学校、家庭、地域の関連機関との連携（連携システムの構築）

学校評価制度

本市の学校評価システムのあるべき姿について、学識経験者、学校関係者等を含む学校評価システム検討会議を平成 13 年度から立ち上げています。平成 13 年度は、2 回の調査研究会議を実施し、「学校評価システムの在り方について」「内部評価、外部評価の在り方について」などについて研究し、川崎市としてのあるべき姿を検討しました。さらに、学識経験者による「学校の自己評価についての講演」を行い、学校評価システムを構築する上での理論構成を研修しました。平成 15 年度は、6 月に第 1 回目の調査研究会議を開催し、学校評価を進める手順、自己点検・自己評価の留意点、川崎市学校評価システムの内部評価、外部評価の観点と評価項目例の提示などを行い、今後、各項目ごとに内容検討を行うことにしています。さらに、先進地域の調査等を行い、報告書の作成をしていく予定になっています。

最終的には、検討会議の見解を元に、平成 16 年度からの実効的な学校評価システムの構築に向けて、調査研究を進めています。

各学校が、学校評価システムを着実に実施し、教育活動の改善につながるように定着さ

せることが求められているなかで、以下のような課題があげられています。

- ・川崎市としての学校評価システムの方法・内容・分析・活用後の学校の変化等についてどのようにしていくか、平成 15 年度中に、協議会の協議に基づいて解決していくこと。
- ・学校評価システムが効果的に活用されるかどうか、導入後の状況を把握し、学校評価システムの見直し、改善を図ることにより質的向上を図っていくこと。
- ・学校評価システムの導入により、学校・保護者・地域社会の学校に対する考え方の変容や学校への期待等を分析し、よりよい学校評価システムを改善・修正していくこと。

学社連携・融合の取り組み

学校は、総合的な学習の時間等の導入により、外部の教育力を必要とするようになっていきます。一方、生涯学習や地域の活性化の視点から地域や家庭、社会教育施設等にとって「子ども」への関わりのありようが問われています。しかし、学社連携・融合を中心となって推進する組織や担当がないために、現状ではそれぞれが個別に取り組むことが多くなっています。市民館では、一部の事業で学校との協働・融合事業を展開しています。又、小・中学校では、総合的な学習の授業等で市民館の識字学級で学んでいる外国人市民が講師として招かれ小・中学生と交流が始まっています。その際のコーディネーターを学校の教員と社会教育職員が協働で行っている例もみられます。

学社連携・融合を中心となって推進する組織や担当を設置し、その仕組みづくりをすることで、学社それぞれの教育状況や課題について相互理解が図られ、互いの機能を補完しながら学校のスリム化や地域社会の教育力の向上に繋げることが期待できます。

学社連携・融合は、その仕組みから担当まで、社会教育、学校教育、教育行政がかかわってつくり上げるべき施策です。

指導課、生涯学習推進課、社会教育現場担当者、教員等による学社融合推進組織を設置し、各学校及び社会教育施設には学社融合担当者を分掌に位置づけて、学社融合を推進・統括する仕組みの構築が必要であると考えられます。その際には以下のような市民協働の視点に立った仕組みが求められています。

- ・全市的な学社融合推進の仕組みの整備
- ・学社融合情報の発信・コーディネート
- ・地域教育会議等、関連組織との連携・調整等、市民協働の運営システムの構築
- ・学社共同による学習プログラム等の開発

(7) 幼児教育

研究実践園の成果とフィードバック

平成 15 年度から 3 年保育の 2 園体制となり、幼児の実態をとらえながら教育課程の編成、指導計画の作成に全力投球しています。取り組みの進展とともに、年齢ごとの発達の

違いが明らかになってきました。2園のうち1園は研究推進園として異年齢が育ちあう環境に視点を当てて2年間の研究に取り組んでいます。また、特別な支援を必要とする幼児については、チーム保育を行いながら今までの経験を生かして支援の充実を図っています。

幼児教育センターを中心に、研究実践園の幼保一元化の基本方針を定め、平成17年度のモデル試行に向けて、より具体的な検討が急務の課題となっています。そのためには、健康福祉局及び関係施設との連携をさらに密にしていかなければなりません。また、子育て支援機関とのネットワーク化等を踏まえ、総合的子育て支援体制の確立に向けた体制づくりが求められています。

幼保連携の取組

幼稚園と保育園の違いを大事にしながらも、共通する機能である「子育て支援」を軸に、誰のための、何のための幼保連携かの基本的な考えを検討しています。単なる施設の活用や保護者の考え等が優先するのではなく、0歳から就学前までのすべての子どもの育ちを大切に、子ども本位の「望ましい幼保連携の在り方」について、検討を進めています。また、幼保職員合同の研究会・研修会を実施し、教育・保育の整合性を図るとともに、幼保連携先進園の合同見学等を行い、共通理解を図っています。

子育て支援事業充実のため、幼保連携の視点から子育て広場と子育て支援センターについて、平成17年度を目途にこれまでの果たしてきた役割を生かしながら、健康福祉局と機能や体制の一元化を具体的に進めていくことが求められています。

(8) 高校教育

平成15年5月に「川崎市立高等学校教育振興計画」を策定し、これからの市立高等学校の充実・発展に向けた基本的な考え方と方向性を提示しました。生徒の可能性を伸ばすための教育内容や教育方法の充実、開かれた高等学校づくりの推進、新しい視点による学校・学科・学系の創造、入学者選抜方法および通学区域（学区）などの検討、生徒の意欲的な活動を支援する条件づくりを柱とし、これまでの取り組み内容を継続・発展させるとともに、学校間連携の推進、定時制課程の再編成、人事交流の促進については、それぞれ平成15年10月に検討委員会を設置し、それぞれ諸課題の解決に向けた具体的取り組み内容を検討していきます。

また、平成15年9月に「川崎市立高等学校学区検討委員会」から市立高等学校全日制課程の通学区域（学区）のあり方について、検討のまとめの報告を受けました。

新しい時代に応じた、子どもの夢を育む魅力ある川崎市立高等学校の創造をめざし、次のような取り組みを進めていくことが課題となっています。

【学校生活の充実】

・学習指導、生徒指導、進路指導の一層の充実

【子どもや地域に開かれた学校のあり方】

- ・生徒、家庭・地域の声を積極的に取り入れること
- ・生涯学習社会の観点からの市民を対象とした学習機会の提供

【教育条件の整備】

- ・教職員の意識改革と資質の向上
- ・教職員配置の検討
- ・施設・設備の整備

【定時制教育の一層の充実】

- ・生徒の多様な学習ニーズや生活スタイルへの対応
- ・一定の学校規模（学級数と生徒数）の維持
- ・全日制課程併置の課題

(9) 学校運営

職員会議は校務の円滑な執行に資するために置かれるものですが、校長はこの会議を運営する立場にあり、校長がリーダーシップを発揮し、主体的に責任ある学校運営を行わなければなりません。

民主的な学校運営も大切なことですし、組織の見直しを行い、教職員一人ひとりが組織における自身の立場や役割を理解し、校長・教頭のリーダーシップのもとで役割を果たす関係をつくるのが、学校の活性化を図るうえで必要となっています。

校務分掌や校内での業務を整理し、主任等の育成を図りながら、組織としての機能や力量を高めていく必要があります。そのためには、教務、生徒指導、学年などの主任の権限を高めたり、準管理職的なポストを新設することも一つの方法と考えられます。

また、特色ある学校づくりや活性化を図るためには、予算や人事異動に関する校長の権限を大幅に広げ、創意工夫が十分に生かせるようにしていく必要があります。

(10) 給食

小学校給食の方向性

現行の安全衛生の管理水準や給食の質を確保したうえで、効率的な運営を図るとともに、学校行事にも柔軟に対応しながら、学校給食調理業務の民間委託化を進めていきます。

平成 16 年度のモデル実施を検証し、学校給食調理員の定年退職者不補充等の方法により委託化を進めていく予定ですが、平成 17 年度以降の全校委託化をどのように計画するかが課題となっています。

中学校における給食の方向性

家庭から持参する弁当との選択制により、食材等の安全衛生を確保しながら、栄養バランスのとれた昼食を提供していきます。

公平性の観点からも、早期に全校実施していく必要がありますが、調理業者から届いた

弁当を生徒が喫食するまでの間、安全で衛生的に保管するためのスペースの確保と調理業者の選定などが課題となっています。

(11) 就学援助のあり方

就学援助制度は、生活保護に準ずる程度に困窮している児童・生徒の保護者に対して、援助を与える国の制度ですが、不況の影響を受けて認定率、認定者数とも倍増する勢いで増加し、事務量、予算ともに増大し、財政に与える圧迫も強くなってきています。(認定率 6.3%、認定者数 5,612 人、予算 372,401 千円)

本市では、文部科学省の認定基準により認定していますが、独自の基準を設けている都市ほど掘り起こしにより認定者数の増加につながっている状況が見受けられます。

本市は、他都市(横浜 8.7%、京都 10.7%、大阪 26%)程認定率は高くなく、現認定方法の維持は、認定者数の増大抑制につながっていると思われます。

現在、就学援助の市単独給付としては、卒業記念品代(アルバム代)がありますが、生活保護世帯にも同様な給付があり、互いに連絡し合い、給付について見直しを図っていくことが求められています。

(12) 健やかな体の育成

子どもの体力の推移

児童生徒の体力・運動能力の低下傾向は全国的な推移を見ると、昭和 60 年を境に低下傾向にあります。本市においてもこの傾向は変わらず、同様の推移を示しています。

昨年度の調査報告書の結果から男女ともに全国平均に比べ劣勢を示しています。しかし、男子 8 才、10 才、女子 8 才の「長座体前屈」においては優位性を示しています。また、13 才男子の「20 秒シャトルラン」では優位差なしを示しています。

体力の低下傾向について

このような体力の低下傾向は、様々な要因が絡み合って生じているものと考えられます。その中でも、外遊びの減少やスポーツの軽視、生活の利便化による体を動かす機会の減少、また、夜型の生活など生活習慣の変化など本来、体を良く動かし、よく食べ、よく眠るという当たり前の生活ができなくなってきています。運動を日常的に行っているものとそうでないものの 2 極化が顕著に現れています。

このような低下傾向を打開する方策として以下のようなことが求められています

- ・子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくり
- ・運動をする動機付けと運動プログラムの提示
- ・体を動かすことのできる環境の整備(機会、場所、仲間)
- ・家庭や地域との連携を図り放課後等の時間を利用した活動の推進

(13) 特別支援教育について

本市では、障害のある児童生徒等の障害の重度・重複化や多様化、通常の学級における軽度発達障害のある児童生徒等への対応など、現指導体制の範囲を超えた質的にも量的にも多様な教育的ニーズの高まりに応じる教育的支援が求められています。

このため、平成 16 年度に、障害児教育の新たな取り組みの方向性を明示した「かわさき特別支援教育プラン」を策定します。

主なプランの内容は以下のようになっています。

これからの特別支援教育対象児童生徒の推計値の把握とニーズの類型・整理

特別支援教育体制への移行に伴う施設整備計画の再構築

小・中学校における校内体制のシステム化と外部リソースの活用の在り方

聾・養護学校における特別支援教育の地域のセンター校としての役割

広域特別支援連絡協議会等の設置による、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して支援を行う横断的、計画的な行政としての相談・支援体制の構築など

この新しい考え方は、予算、人事、法改正まで関わります。国、県の動向を見据えて策定することが必要であり、基本的な考え方として、量的な整備から支援の質的向上に結びつくよう指導の専門性を強化していくことが求められています。

4 教育における国際化・情報化に関する現況と課題

(1) 教育における国際化

市内における在住外国人児童生徒は、市内全域に広く在籍しており、海外からの帰国児童生徒数も年々増加しています。平成 14 年度に海外帰国・外国人児童生徒の教育相談実施件数は 130 を超えました。

以下に平成 13・14 年度の児童生徒数を示しました。

平成 14 年度

	全児童生徒数	外国籍児童生徒数	海外帰国児童生徒数
小学校	63,608人	540人(0.85%)	1,463人(13年度)
中学校	25,023人	225人(0.90%)	400人(13年度)
合計	88,631人	765人(0.86%)	1,863人(13年度)

海外帰国児童生徒数:平成 14 年度は文部科学省帰国児童生徒数調査の内容変更により、実態調査実施していないため、ここでは平成 13 年度の児童生徒数を掲載しました。

こうした児童生徒によりよい学習環境を保障するために、日本語指導の充実を図り、同時にこうした児童生徒の異文化体験を生かした海外帰国・外国人児童生徒教育を進めています。

またこうした現状に鑑み、以下のような事業を進めているところです。

国際化推進地域研究事業

平成 14・15 年度国からの委託事業で、これまでの帰国子女教育及び外国人子女教育の成果や経験を生かし、より発展・充実を目指しています。国際化推進地域センター校（3 校）を中心に、日本語教室担当者会等とも連携を図りながら、研究の成果を全市に広く浸透させていくことを目標にしています。

具体的な研究内容としては以下のようなテーマがあります。

- ・ 帰国・外国人児童生徒の特性を生かす実践研究
- ・ 外国人児童生徒の受入れ及び日本語指導に関する研究
- ・ 川崎市における国際理解教育の推進

姉妹都市交流促進事業

川崎市の青少年と姉妹友好都市の青少年との相互理解と友好親善を深めることを目的として実施しています。

巡回非常勤講師

小学校における英語活動支援として EAF（英語活動補助員）の配置

中学校・高等学校における外国語教育充実のため、ALT（外国語指導助手）の派遣

課題としては以下のようなことがあげられます。

川崎市における帰国・外国人児童生徒の実態等を把握するとともに、児童生徒が経験してきたことや、習得した知識・技能等を積極的に学校教育の中で生かしていく方法等を研究していく必要があります。

国際化推進地域センター校を中心に、日本語教室担当者会とも連携を図りながら、これまでの帰国・外国人子女教育の研究の成果を生かし、日本語指導教材・教具等の研究等を進めていく必要があります。

外国人児童生徒の不就学の問題について、川崎市国際化推進地域連絡協議会が中心となり研究・協議し、その対策について関連団体等と連携をもちながら進める必要があります。

日本語等指導協力者による初期指導において日常生活に必要な言語を獲得するまでにいたらないケースがあり、指導方法や教材等も含めた取り組みの充実を図ることが必要とされています。

外国籍生徒の進学、特に高等学校進学に関しての情報提供、進路指導、及び選抜試験等に向けての学習指導などのシステム化が必要とされています。

国際理解教育の一環として一部の小学校で実施されている英語活動支援のための ALT 等の大幅な増員が必要とされています。

(2) 教育における情報化

内閣府・経済社会総合研究所の調査(2002年3月末)によると、世帯当たりのパソコン普及率は57.2%となっています。民間の調査機関の調査(2002年8月)によると、世帯当たりのインターネット普及率は49.9%、神奈川県は55.9%となっています。

こうした状況下において、行政に望まれているものは市民の身近な行政関係情報の提供である。教育においても、教育行政や学校の情報をインターネットから調べる機会が増え、学校ホームページ等への問い合わせ等も寄せられるようになっていきます。

教育行政として、市民に必要な情報を積極的に提供していく姿勢が求められています。学校においても、地域に開かれた学校として様々な情報を公開していく必要があります。その一つとして学校が公開するホームページがあるわけですが、一部の教員に負担が集中したり、教員の技術的な問題、著作権や肖像権の問題など、課題も多く残されています。

5 社会教育に関する現況と課題

(1) 生涯学習活動

川崎市では教育文化会館・市民館を中心に市民参画による学習機会の提供、市民の学習活動・市民活動への支援、人権教育の推進等により生涯学習活動の振興を図っています。また市民アカデミーや高校開放講座・大学公開講座では市民の専門的な学習ニーズに対応しています。

アンケート調査によると1年間に生涯学習活動に参加した市民は41%で、50歳代の女性が54%と最も高くなっています。学習活動の内容としては「芸術・芸能・趣味に関すること(40%)」「職業上の知識・技術・技能に関すること(37%)」「体育・スポーツ・レクリエーションに関すること(38%)」が上位を占めています。

今後の学習活動については、重要と思われる学習内容は「健康管理・病気予防に関すること」が30%と最も高く、「職業上の知識・技術・技能に関すること(16%)」が続いており、活性化に必要な点としては「公的施設での学習機会の拡充(38%)」「学習情報の提供や相談窓口の拡充(34%)」が上位を占めています。

少子・高齢社会の到来、情報化、国際化などの進展により市民を取り巻く社会環境は急激に変化しており、市民が生涯にわたっていつでも自主的に学習し、活動することができる生涯学習社会の実現が求められています。

市民の学習ニーズは量的にも質的にも拡大、多様化しており、一人一人の学習ニーズに合った学習活動や市民の自主的なグループ活動の活性化を図るためには、必要な学習情報の取得や学習相談等の支援が受けられる生涯学習環境の整備が求められています。今後は一層の市民参画をすすめ、市民が相互に支援し合い生涯学習活動を振興することが必要であり、市民と行政の役割分担を明確にしながら、生涯学習で得た成果を地域社会、市民活

動などにフィードバックできるシステムが求められています。

(2) 地域の教育力向上を図るネットワークシステム

地域教育会議は、各中学校区で展開されていた青少年地域活動促進委員会を母体とし、平成2年度に3中学校区で試行されました。平成9年度には、全51中学校区と行政区に設置され、現在に至っています。現在は地域教育に関する市民の参加により、福祉や文化活動も含む住民主体の生涯学習推進組織としての色彩を持ちつつ、各地域の特性を生かして活動を展開しています。

事業内容は、子ども会議（15校）、教育を語るつどい（15校）、講演会（11校）等を中心に実施されています。他に親子のふれあいレクや、地域パトロール、あいさつ運動等の事業をおこなっています。これら事業の検証については、2002年におこなった川崎青年会議所のアンケートによると、事業成果として「地域・子ども・保護者とのネットワークができた。」「地域・保護者の意見交換ができた。」「子ども達の話聞く機会ができた。」「子どもや地域に実態の把握ができた。」「弱者への思いやりの心を育むことができた等」の成果が得られたとされています。

地域教育会議に期待されている役割は、学校・家庭・地域社会の連携により各種事業とネットワークづくりをとおして、地域の教育力の向上をめざすことがあげられますが、その機能面では、市、行政区、中学校区の連携とネットワーク活動のあり方、地域と学校との具体的連携事業、子ども参加事業について、子ども主体の事業の見直し等が課題としてあげられます。また事務局を学校の教員が担当しているところがまだ多く、住民が事務局に参加しているところは極めて少なく、学校職員に過重な負担がかかっていますが、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割発揮が望まれています。

(3) 家庭教育

近年の児童虐待の増加や校内暴力、不登校、いじめといった子どもの問題行動が深刻化する中、都市化、核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化などを背景として、放任や過保護・過干渉、育児不安、しつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下が指摘されています。アンケートを見ると子育てをしながら「育児の自信がなくなる」と感じる必要があるかという問いに「よくなる」「ときどきなくなる」と答えた親の割合は専業主婦で70%、有職者で50%に達し、多くの親に育児不安があることがわかります。

また、家庭の教育力が低下しているのではないかという問いには20歳代後半から30歳代前半の若い世代で55%、40歳代後半以降の世代では72%が「全くそのとおりだと思う」又は「ある程度そう思う」と答えています。

川崎市では「家庭教育推進協議会」を市及び各区に設置し、PTAや子育てグループによる「家庭教育学級」の開催、地域の子育て情報や資料の収集提供や子育てイベント等の「子育て支援啓発事業」を実施しています。また、教育文化会館・市民館等では家庭教育に関

する学級・講座・広場事業を実施しています。

家庭の教育力の回復には、家庭教育に関する学習機会を提供することだけでなく、学校、家庭、地域の役割を明確にしながら、それぞれの教育力を連携し、地域で子育て家庭をサポートする家庭教育のネットワークを構築していくことが求められています。今後はNPOを含む地域の子育て関係団体や子育て経験者を中心とした人材を積極的に活用していくことが求められています。

(4) 地域人材、ボランティアの活用

生涯学習社会の広がりの中で、学んだことを生き甲斐にしたり、ボランティア活動として自分の体験や技術、知識を地域社会に生かしたいという人が増えています。教育文化会館・市民館等では、市民・行政協働事業として識字・障害者・保育等で市民ボランティアが大勢活躍しています。また、市民自主企画事業をはじめ、多くの事業で企画段階から多くの市民が参画し、事業運営にも主体的に関わっています。近年では委託の担い手として市民がNPOを立ち上げて事業に参画している例なども見られるようになってきました。

地域社会の公的機関や団体で学んだ成果やボランティア活動のノウハウをひろく社会に生かし、これからボランティア活動や生涯学習活動等に参加したいと望んでいる人とを結び、「学び」を欲している人と「教えたい」知識・技術を持っている人とを結びつけられるようなシステムを構築する必要があります。他都市では、生涯学習センター等で、人材登録、活用制度を立ち上げている例が見られますが、川崎市では、未だ各局が所有している人材情報を求めに応じて提供していて、情報を統合化できていない段階にあります。

(5) 市民館などの社会教育施設

市民館

市民の生涯学習・市民活動の拠点として、川崎区に教育文化会館が、他の6区には市民館が設置され、さらに、より身近な地域の生涯学習・市民活動の場として教育文化会館分館2館、市民館分館4館が整備されています。教育文化会館は2,000人、他の市民館も約500人から1,000人収容の大ホール、会議室、各種学習室等を、分館も会議室、学習室等を持ち各種学習グループや市民団体等に施設の貸出しを行ない、平成14年度は全館で延べ58,000団体が利用しています。また、社会教育振興のため、年間を通し各種学級・講座の開設、学習相談、社会教育関係団体への支援等を実施しています。平成14年度は全市で約600の学級・講座・講演会等を実施し、約70,000人の参加を得ています。

各区にある市民館、スポーツセンター、子ども文化センター等の市民利用施設は、現在、各局が個別に管理を行っています。その結果、所管局ごとの運営・管理体制の違い、情報流通面の困難性等が生じ、利用者から見て利便性に欠ける点があります。そこで、これらの市民利用施設を地域における市民活動、生涯学習活動及び文化・スポーツ活動の拠点と位置付け、市民にとって身近なこれらの施設のネットワーク化を図ることにより、多機能

化し、有機的連携を目指すとともに地域の実情に応じて、より有効に利用できるように、市民に身近な行政機関である区役所を中心とした運営システムを検討することが求められています。

図書館

市民の学習・調査、文化活動を支える生涯学習施設として、各区に1館の地区図書館7館と、より地域に密着した図書館としての分館5館、1閲覧所、さらに市内22ポイントを回る自動車文庫が整備されています。図書、CD等の資料貸出し、レファレンス業務、学校図書館との連携による児童サービス、学習機会と場の提供等、幅広い事業を実施しています。地区図書館は約20万冊から30万冊、分館・閲覧所は約3万冊から5万冊、全館で175万冊の蔵書を持ち、平成14年度の貸出し人数は延べ136万人、貸出し冊数は約450万冊となっています。平成14年1月からはインターネットによる蔵書検索、予約等も可能となり、貸出し件数で約3割、予約件数では2.24倍と大幅に増加してきています。

インターネットの活用により様々な図書館サービスが可能となりましたが、これに伴い、利用者の図書館に対する要求も多様化、高度化してきています。特に、図書館収集資料については印刷資料だけでなく、CD-ROMなどについても、資料閲覧に対応できる設備の充実が求められています。また、インターネットを経由した情報の重要性も増し、情報の提供に止まらず、図書館における市民のインターネット環境の整備も望まれている状況にあります。今後、IT時代に対応した施設・設備の充実に取り組み、電子情報等の図書館共有化等を図り、よりの確な情報を短時間で提供すること等、利用者サービスの向上を図ることが求められています。

その他の施設

青少年の健全育成を図る目的施設として、青少年団体等の活動拠点としての「青少年の家」、様々な物作りを体験できる施設としての「青少年創作センター」、広大な自然の中で川崎では体験できない野外活動や自然との交流体験できる「八ヶ岳少年自然の家」、市内にありながら自然が豊かで野外活動や集団生活が体験できる「黒川青少年野外活動センター」、子どもたちが自由に集い、創りつづけていく「子ども夢パーク」の5施設が整備されています。

青少年教育施設においては、従来団体中心主義での施設運営を行っていますが、地域社会の中に青少年を対象とした「居場所」づくりが求められているという社会的背景の中では、個人で気軽に立ち寄ることができる場としての機能整備が必要とされています。さらに、直接の利用者である青少年の声を直接施設運営に生かせるシステムの整備も求められています。

受益者負担のあり方

現在、市民利用施設である教育文化会館・市民館・分館、スポーツ施設等は施設運営にかかる費用中の光熱水費相当分の一部を利用者から使用料として徴収しています。使用料は当該使用に係る物的施設の維持管理の全部又は、一部を特定人が特定の利益を受けるという点に着目して、応益的に負担を求めるものであり、市民が、これらの施設を使用することは、市民の選択的な行政サービスの利用であるため、受益の範囲に応じて費用の一部を受益者負担としています。しかし、これらの施設が「公の施設」であり、且つ「社会教育施設」である点を考慮し、運営経費内の光熱水費の一部を利用者に負担してもらうという考え方は継続する必要があると考えています。

6 文化・文化財保護に関する現況と課題

(1) 博物館施設の運営・整備

本市が設置した博物館施設5館（市民ミュージアム、日本民家園、青少年科学館、岡本太郎美術館、大山街道ふるさと館）及び地名資料室は、それぞれの特性を活かした調査研究・展示・イベントなど博物館活動を展開し、市民文化の育成、発展を図っています。これら施設の合計入館者数は、ここ数年20万人台後半で推移している状況にあります。また、各施設の講座講演等の参加者は、約2万人で増加傾向にあります。市民の博物館への要望は多様化、高度化しており、市民のための博物館運営のあり方が問われています。そのため、現在、博物館自己点検評価検討委員会により、各施設の満足度等に関するアンケートや調査の実施を検討しています。

観覧者アンケートの実施等により把握した市民ニーズを施設運営に反映させ、更に魅力ある博物館を目指していくことが求められています。そのためには、利用料金や開館時間などの市民ニーズを経営的観点からも十分考慮し効率的、効果的な施設運営を検討していくことや各博物館施設の職員数や職種等職員の適正な配置についても検討する必要があります。なお、博物館施設の評価は入館者数や歳入などの数字だけでは図れないものであるため、事業の質的な評価を的確に行っていくことも課題としてあげられます。

(2) 文化財の保護と活用

市民の貴重な財産である文化財を良好な状態で保存・保護するための施策として、文化財の指定や指定文化財の保存修理等の実施、文化財所有者への日常管理経費の助成と保存修理に対する補助金の交付、市域の民俗芸能の保存・継承を目的とした保存団体への助成、地元町内会等を母体とした史跡保存会による史跡の除草・清掃等の環境整備などがあげられます。

また、積極的に文化財を公開、活用し、文化財保護への関心を高めようとする事例として、小・中学校の総合的な学習において地域の伝統文化や伝統芸能を体験する取り組み、川崎市民俗芸能保存協会による民俗芸能発表会の開催、文化財所有者と地域の文化財ボラ

ンティアの協力による指定文化財現地特別公開の実施、文化財解説板の設置、文化財保護・調査の成果として「文化財調査集録」等の刊行、ホームページ上での市域文化財の紹介、などがあげられます。

地域の文化財は地域で守るという文化財保護の精神に基づき、住民参加を基本に地域に密着した文化財の保護と活用を推進していく必要があります。そのためには、文化財ボランティアや保存会の活性化を図ること、各種文化財を地域で公開・活用することによる地域振興、文化財情報のデータベース化と市民への提供方法の検討、多くの市民に文化財保護への理解を深めてもらうための文化財公開・講演会の充実を図ることなどが課題としてあげられます。また、文化財指定、保存修理の基本データとなる文化財調査を計画的に進めていくこと、緊急性等を考慮した文化財保護事業実施の優先順位を設定する具体的な仕組み作りなども求められています。

7 スポーツに関する現況と課題

市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの振興に向け、総合型地域スポーツクラブの育成をはじめ、スポーツ環境・指導体制の整備、各種競技の競技力と市民スポーツの総合力の向上、心身ともに健全な青少年の育成を図る地域と連携した学校体育・スポーツの充実などを重点的な施策として取り組んでいます。

(1) 総合型地域スポーツクラブ設立の促進

少子高齢者社会の進展、生活の利便化に伴う身体活動の不足、地域コミュニティの希薄化などが指摘される中、平成12年9月に文部科学省が策定した「スポーツ振興基本計画」において、生涯スポーツ社会実現の具体的な施策として「総合型地域スポーツクラブ」が位置付けられています。

本市では、平成13年9月に、川崎市スポーツ振興審議会から、21世紀の生涯スポーツ振興の中軸として、「健康づくり」「人づくり」「仲間づくり」「まちづくり」を理念とする総合型地域スポーツクラブ設立に向けた意見具申を受け、学識経験者、体育指導委員、学校関係者などで構成する「川崎市総合型地域スポーツクラブ育成連絡協議会」を設置し、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた地域の自主的な活動を支援しています。

平成14年12月に、本市の総合型地域スポーツクラブ第1号が中原区平間地区に誕生し、様々な活動を始めています。また、高津中学校区を中心とした高津地域では、「育成連絡協議会」が関わりながら、クラブ設立に向けた取り組みを進めています。

地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブが各地域に設立され、地域のコミュニティ活動の核となるとともに、スポーツセンターと協働して、市民参加によるスポーツ教室等の企画・運営を行うなど、地域に根ざしたスポーツ振興を図っていくことが望まれています。

そのためには、総合型地域スポーツクラブの意義、役割、しくみなどを市民に対して広報して、各地域の設立の気運を高めるとともに、設立マニュアルなどの提供、クラブ設立・運営の中心となるリーダーやスタッフの講習などを行いながら、自主運営・活動を推進するための環境整備を行う必要があります。

(2) スポーツ環境・指導体制の整備

現在、市内5つの区、6つの屋内スポーツ施設（とどろきアリーナ、体育館、幸スポーツセンター、高津スポーツセンター、麻生スポーツセンター、石川記念武道館）において、各種スポーツ教室や個人開放事業等を実施して、市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供しています。2つの区が未設置となっていますが、宮前区では平成18年度の開設に向け造成工事を行っており、多摩区は計画中となっています。スポーツ施設の整備・充実は、スポーツ振興の基礎的な条件です。市民の健康増進や体力の向上を図るため、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる施設として、各区に1館のスポーツセンターの整備を進める必要があります。

競技スポーツ振興のためには、競技スポーツ選手の強化、特にジュニアスポーツの普及及び選手育成・強化、更に指導者の育成に取り組んでいます。

また、体育指導委員活動を促進しています。体育指導委員は、地域でのスポーツ振興をはかるため、各区・各地区（7区・13地区）でのスポーツの普及活動を行っており、地域に密着した事業展開を行っています。体育指導委員活動は、スポーツセンターのスポーツ教室などへの参画と、地域に根ざした総合型地域スポーツクラブのコーディネーターとしての役割が期待されています。

地域で活動するスポーツ指導者や学校における指導者、各種スポーツ団体の指導者等が一体となってスポーツの振興を行っていくことが必要であり、学校、各区体育指導委員会、川崎市レクリエーション連盟、体育協会等との連携を強化して、地域に潜在する指導者の掘り起こしと育成、人材活用を図っていくことが求められています。

(3) 市民スポーツ活動の推進

スポーツセンター等において、スポーツ教室など市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、バスケットボールフェスティバル、誰でも参加できるヘルシーウォーク、家庭婦人バレーボール大会、学童泳力記録会、体育の日記念事業など広く市民が参加できる競技会などを開催し、競技力の向上、普及・振興を図っています。スポーツを始めたい市民のための各種スポーツ教室の実施、競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催を行うとともに、広く市民が参加できるスポーツ大会を実施していくために、市民ニーズを把握しながら、実施方法、内容、適正な受益者負担などを検討する必要があります。

次に、市民の健康増進、体力の向上、生涯スポーツの意識の高揚を図る各種スポーツ大

会を開催するとともに、川崎市を代表するトップ選手の意識高揚を図るため、神奈川県総合体育大会、市町村対抗かながわ駅伝競走大会などの対外競技に選手を派遣しています。対外派遣についても、成果を出せるよう新たな振興策を検討する必要があります。

また、川崎の名前を全国に知らしめるとともに、地域スポーツの振興、青少年の健全育成、市民生活の活性化などの観点から、市民後援会を通して川崎フロンターレ支援事業を行っています。Jリーグチームがあることは、市民の誇りとなり、青少年の夢を育みスポーツ活動のすそ野を広げます。今後も、本市をホームタウンとする川崎フロンターレへの支援と協働を進めるとともに、トップ選手を地域で育てる環境づくりが求められています。

さらに、気軽に市民が参加できるハーフマラソンや、仲間や家族との絆を大切にしながら参加できる駅伝など、本市の自然資源である多摩川を活用したスポーツ大会を実施しています。

(4) 地域と連携した学校体育・スポーツの充実

学校における体育・スポーツ活動は、「生きる力」の基礎となる児童生徒の健康や体力の育成を図るものであり、児童生徒が生涯にわたって運動に親しみ、豊かな生活を送ることができるよう、学校体育指導者の資質の向上、小学校連合運動会や各種体育大会の開催などによる児童生徒の体力・運動能力の育成、部活動指導者の育成、外部指導者の活用などによる運動部活動の推進に取り組んでいます。

市民・地域の各種団体及び学校との連携促進のもと、地域で活動するスポーツ指導者や学校における指導者、各種スポーツ団体の指導者等が一体となって児童生徒の体育・スポーツの充実を図っていくことが大切であると考えられます。

部活動を指導する顧問の高齢化や専門的な指導力の不足に対応するため、競技団体や総合型地域スポーツクラブとの連携のもと、外部指導者の活用を図ることが求められています。